

平成 30 年度特定非営利活動法人補助金（一般寄付分）の 審査方法について

1 採点方法について

(1) 平成 29 年度審査時

委員の負担軽減という観点から、次の方法により行った。

<審査前日まで>

- ① 事務局が事前審査を行う。
- ② 審査資料として、事務局の事前審査結果（複数職員による採点の平均点）をあらかじめ各委員に送付する。

<審査当日>

- ③ 委員は、事務局の事前審査結果を参考に、審議の中で各団体の点数を決定する。

(2) 平成 30 年度改正（案）

<審査前日まで>

- ① 事務局は事前に申込書類を確認し、応募要件を満たしているかの形式的審査を行う。
- ② 各委員は申込書類を読み、あらかじめ採点しておく。

<審査当日>

- ③ 各委員の採点用紙を事務局が回収・集計し、各委員の合計点を提示する。
- ④ 委員は、各委員の合計点をもとに審議し、最終的な各団体の点数を決定する。
- ⑤ 事務局は、必要に応じて、申込書類に関する所見を参考意見として述べる。

2 審査項目について

(1) 平成 29 年度審査時

- ・ 6 つの審査項目を 5 段階評価で審査した。評価の中間にあたる「普通」の配点を、「社会的意義」は 10 点満点中 5 点、他の項目は 5 点満点中 3 点とした。
- ・ 審査は 35 点満点とし、18 点以上の団体を交付「可」とした。
- ・ これらの配点及び基準点については、事前に応募団体に提示していない。

(2) 平成 30 年度改正 (案)

・以下のとおり、各項目の点数配分を改める。

審査項目	評価	29年度	改正(案)
① 団体の自立に向けた成長及び発展に繋がる事業であること。	大いに認められる	5	8
	認められる	4	6
	普通	3	4
	あまり認められない	2	2
	認められない	1	0
② 特定非営利活動法人ならではの先駆的かつ独創的な活動であること。	大いに認められる	5	8
	認められる	4	6
	普通	3	4
	あまり認められない	2	2
	認められない	1	0
③ 社会的意義があり、かつ、公益性の高い事業であること。	大いに認められる	10	16
	認められる	7	12
	普通	5	8
	あまり認められない	3	4
	認められない	1	0
④ 補助の必要性があること。	大いに認められる	5	8
	認められる	4	6
	普通	3	4
	あまり認められない	2	2
	認められない	1	0
⑤ 事業計画が具体的・現実的であること。	大いに認められる	5	8
	認められる	4	6
	普通	3	4
	あまり認められない	2	2
	認められない	1	0
⑥ 予算が具体的・現実的であること。	大いに認められる	5	8
	認められる	4	6
	普通	3	4
	あまり認められない	2	2
	認められない	1	0
各審査員の持ち点計		35	56
審査員(5名)の合計点		—	280

※1項目を8点または16点満点とする配点方法は、第2回全体会で議論した、平成30年度市民協働推進補助金の配点方法に揃えている。

- ・採点方法の見直しに伴い、元気ファンド審査専門部会委員5名の合計点により審査を行うこととする。
- ・交付「可」の基準点を280点中140点とする。この点数を上回っている申込について、得点、申込書類の内容をもとに補助額の査定を行う。
- ・審査の透明性を確保するため、配点及び審査基準点について、事前に団体に提示する。

3 審査書類について

(1) 平成29年度審査時

審査申込書類（規定書式、所轄庁に提出した直近の事業報告書・活動計算書、任意提出のチラシ等）に加え、前年度も補助金を受けた事業については、補助金交付事業実績報告書及び決算書を参考書類として、審査を行った。

(2) 平成30年度改正（案）

- ・補助金交付事業実績報告書に、事業の従事人数・受益対象者数等を記載することとする。
これにより、従来、法人としての事業報告書から読み取れる場合のみ確認していた、事業ごとの従事人数や受益対象者数について、補助金継続交付事業に関しては一律で確認が可能になる。
- ・審査申込書類の一部について、記載項目を見直す。（資料2－2参照）

平成 29 年度第 1 回市民協働審議会
元氣ファンド審査専門部会の委員意見とその対応

項目	委員意見	事務局対応案
1 採点方法について		
	現在は委員の負担を軽減するため、事務局による事前審査の結果をベースとして審査を行っているが、次回は委員が一から採点し、事務局の点数と後から突き合わせる形にした方がいいのではないか。	事務局の点数をあらかじめ提示するのではなく、まず委員のみで採点する方法に改める。
2 審査項目について		
(1) 審査項目の配点について	「社会的意義」とその他の項目とで、5段階評価中の「普通」に該当する得点の割合が異なっており、重視しているはずの「社会的意義」の比重が軽くなっている。	各項目の配点を見直すとともに、全ての項目で満点の5割を「普通」とする。
	「社会的意義」の点数が低くても、合計点が交付「可」の基準点を上回るようになっており、当該項目の配点を高く設定している意味がない。	
	「社会的意義」や「補助の必要性」の得点が高い団体は、仮に書類の作成能力が弱く、他の項目の点数が低かったとしても、補助の対象とすべきではないか。	
(3) 審査基準について	多額の繰越金がある団体や、法人全体の事業規模が大きい団体は、補助する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越額や事業費の規模などで交付可否を判断するには、対外的に説明できる数値的な基準が必要だが、設定が難しい。 ・過去の審査時には、事業の性格によっては継続的に補助すべきものもあるのではないかという意見もあった。 ・審査項目「補助の必要性」において、団体の状況と、事業の性格を総合的に判断して審査できるよう、評価の着眼点を修正する。
	資金以外の視点からも、団体としての成熟度を図りたい。実績を評価し、市の補助金から卒業させていくシステムが必要ではないか。	

3 審査書類について		
(1) 記載項目	補助金の使途を申込書の中で説明してほしい。	現在も申込書に記入欄を設けているが、より明確に記載してもらえるよう書式を改める。
	継続事業で補助金を申込んでいる団体には、前回からどのように成長したか、改善しようと思っているかを書いてほしい。	
	補助金が必要な理由を申込書に記載してほしい。	申込書に記入欄を追加する。
	前年度と同一事業で申し込んでいる場合、申込書類に、前回審査時のコメントに対する改善点を記載してほしい。	
(2) 提出書類	申込書類に、団体が所轄庁に提出した事業報告書・活動計算書の写しが添付されているが、補助申込事業がそのうちどこに該当するのかが分からないため、実績を判断するのが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁に提出する事業報告書の中で、補助申込事業の位置付けが明確になっている団体は、事業報告書から申込事業の従事人数や受益対象者数が分かるが、そうでない団体の場合は分からないという課題がある。 ・所轄庁に提出する事業報告書・活動計算書とは別に、法人全体の事業実績を記載した類似資料の作成を義務付けるのは、団体の負担が大きい。 ・事業の従事人数や受益対象者数等、所轄庁に提出する事業報告書で記載している項目については、補助金の事業報告書にも記載するよう記入例等で案内し、それを審査の参考資料とする。
	所轄庁に提出した書類とは別に、団体の事業全体についての実績資料を提出してもらってはどうか。	